

## ◎平成二十年度における公債の発行の

### 特例に関する法律

(平成二〇年四月三〇日法律第二四号)

#### 一、提案理由

(平成二〇年二月二〇日・衆議院財務金融委  
員会)

○額賀国務大臣 たいいま議題となりました平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案について御説明申し上げます。

平成二十年度予算編成に当たっては、これまでの財政健全化の努力を緩めることなく、社会保障や公共事業など各分野において、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六で定められた歳出改革をその二年目においても着実に実現をし、歳出改革路線を堅持する中で、成長力の強化、地域の活性化、国民の安全、安心といった課題に十分に配慮して予算の重点化を

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律

行っております。

これらの結果、新規国債発行額については、税収の伸びが小幅にとどまる中、歳入歳入両面において最大限の努力を行い、二十五兆三千四百八十億円にとどめて、四年連続の減額を実施したところであります。しかし、なお引き続き特例公債の発行の措置を講ずることが必要な状況となっております。

本法律案は、こうした厳しい財政事情のもと、平成二十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

すなわち、本法律案において、平成二十年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとするなどの特例措置を定めております。

.....(略).....

以上、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

先般の両院議長のおっせんにおいては、「総予算及び歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行ったうえで、年度内に一定の結論を得るものとする。」

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律

五六

との合意がなされたものと承知しております。両法律案を初めとする予算関連法案につきましては、国民の安全、安心を確保し、地域を活性化させ、成長力を強化する施策が年度当初から円滑に実施されるよう、今年度内に成立させることがぜひとも必要でございます。

与野党の委員各位におかれましては、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

## 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二〇年二月二十九日)

○原田義昭君 たいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案は、平成二十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものでございます。

……………(略)……………

両案は、去る二月十九日当委員会に付託され、翌二十日額賀財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同日

福田内閣総理大臣に対する質疑を行いました。また、二十六日には参考人から意見を聴取し質疑するなど、両院議長あつせんて要請された徹底した審議を行い、本日質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二〇年四月三〇日、憲法第五九条第四

項の規定に基づき参議院が否決したものとみなし、同条第二項の規定に基づき再可決した。